

7月から特定小型原動機付自転車のナンバープレートを交付

電動キックボード等に対応する車両区分として「特定小型原動機付自転車」が定義されたことにより、新たなナンバープレートを交付します。対象車両については、 ホームページをご覧ください。

▶**対象**：原動機付自転車のうち、次の①～③のすべてに当てはまる車両。①原動機の定格出力が0.6kW以下 ②長さ1.9m以下かつ幅0.6m以下 ③最高速度20km/h以下
 問市民税課 ☎963-9145

地方税法の一部改正に伴う越谷市税条例・越谷市都市計画税条例の改正

越谷市税条例を次のとおり改正したほか、越谷市都市計画税条例の条文を整備しました。

○軽自動車税種別割のグリーン化特例による軽減税率の適用期限を延長

新規取得の三輪以上の軽自動車のうち、環境負荷の小さいものに係る税率を軽減するグリーン化特例について、適用期限を令和7年度または8年度まで延長しました。

問越谷市税条例の改正について…市民税課 ☎963-9144・9145、越谷市都市計画税条例の改正について…資産税課 ☎963-9147

休日・夜間納税相談

▶**日時**：▷休日納税相談…7月2日(日)・8月6日(日)、9:00～15:00 ▷夜間納税相談…7月20日(木)、17:15～20:00

▶**場所**：収納課
 ▶**内容**：市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の納付や納税相談(来庁または電話)

*夜間納税相談での窓口納付はできません
 問収納課(本庁舎2階) ☎963-9142

納付のうっかり忘れを防止！口座振替に切り替えましょう

現在、3人に1人以上の方が外出せずに市税・国民健康保険税を納付できる口座振替を利用しています。納付のうっかり忘れを防ぐために、口座振替への切り替えにご協力ください。


問収納課 ☎963-9141

令和5年度(5年7月～6年6月分)国民年金保険料の免除および納付猶予の申請手続き

▶**申請開始日**：7月1日(土)(申請は開庁日に限る)
 ▶**申請場所**：国保年金課年金担当(第二庁舎5階)、越谷年金事務所

▶**対象**：新たに免除や納付猶予を受ける方、令和4年度からの継続認定がされていない方

▶**持ち物**：マイナンバーか基礎年金番号が分かるもの、本人確認書類、退職日が分かる雇用保険受給資格者証または離職票等(退職した方)

*マイナポータルからの電子申請は開庁日もご利用になれます

問国保年金課 ☎963-9155、日本年金機構越谷年金事務所 ☎960-1190

国民健康保険の限度額適用認定証等の更新

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の使用期限は7月31日(月)までとなっています。8月1日(火)以降の認定証の交付を希望する方は、新しい保険証が届いてから国保年金課へお越しください。

▶**持ち物**：新しい保険証、世帯主と認定証が必要な方のマイナンバーが分かるもの、窓口に来る方の本人確認書類

*郵送での手続きを希望する方は下記へお問い合わせください

問国保年金課(第二庁舎1階) ☎963-9154

75歳・80歳の方は健康長寿歯科健診を受診しましょう！

▶**受診期間**：7月1日(土)～令和6年1月31日(水)

▶**対象**：75歳・80歳の方(令和5年4月1日時点)

*詳しくは、6月に埼玉県後期高齢者医療広域連合から送付された案内通知をご覧ください

問埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎048-833-3130

家屋に係る固定資産税の減額措置

○住宅耐震改修工事

▶**対象**：昭和57年1月1日に所在し、現行の耐震基準に適合する一定の耐震改修を行った住宅

▶**軽減額**：翌年度分の固定資産税の2分の1(1戸当たり120㎡相当分まで)を減額。また、長期優良住宅に該当することになった場合は翌年度分の固定資産税の3分の2を減額

大雨災害義援金を受け付けています



市では、台風第2号で被災された方の生活再建の一助とするため、日本赤十字社の義援金の受け付けを行っています。

▶**受付期間** 9月30日(土)まで

▶**受付場所** 市役所総合受付(本庁舎1階)、福祉総務課、各地区センター、各出張所(領収書が必要な方は職員へお申し出ください)

問福祉総務課(第三庁舎2階) ☎963-9320

○バリアフリー改修工事

▶**対象**：新築した日から10年以上経過し、一定のバリアフリー改修を行った住宅

▶**軽減額**：翌年度分の固定資産税の3分の1(改修家屋1戸当たり100㎡相当分まで)を減額

○省エネ改修工事

▶**対象**：平成26年4月1日に所在し、現行の省エネ基準に適合する一定の省エネ改修を行った住宅

▶**軽減額**：翌年度分の固定資産税の3分の1(1戸当たり120㎡相当分まで)を減額。また、長期優良住宅に該当することになった場合は翌年度分の固定資産税の3分の2を減額

*いずれも申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください



問資産税課 ☎963-9149

固定資産税・都市計画税第2期および国民健康保険税第2期の納期限は7月31日(月)です

市役所から通知書等を送付します

通知書類名	発送日	対象	問合せ
固定資産税・都市計画税納税通知書と納付書(口座振替の方は納税通知書のみ)	7月3日(月)	令和5年度の固定資産税・都市計画税の年税額に変更があった方または新たに課税された方	資産税課 ☎963-9147・9148
市民税・県民税納税通知書と納付書(口座振替の方は納税通知書のみ)	7月7日(金)	令和5年度の市・県民税の年税額に変更があった方または新たに課税された方	市民税課 ☎963-9144
後期高齢者医療保険料の納入通知書	7月14日(金)	後期高齢者医療制度に加入している方	国保年金課 ☎963-9170
農業経営及び農地利用の状況等に関する調査	7月26日(水)	10アール以上の農地を所有している方および賃借等により農地を耕作している方	農業委員会事務局 ☎963-9279
越谷農業振興地域整備計画に関する調査			農業振興課 ☎963-9193
国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証	7月下旬までに発送	国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している世帯(方)	国保年金課▷国民健康保険に加入の方…☎963-9146、▷後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170
令和5年8月からの介護保険負担割合証	7月下旬までに発送	介護保険要支援・要介護認定を受けている方(7月以降に要支援・要介護認定を受けた方、世帯構成や収入等の変動により自己負担の割合が変更になった方には順次送付)	介護保険課 ☎963-9169



国民健康保険の保険証



後期高齢者医療制度の保険証

見本

振り込め詐欺などに注意！！

不審な電話を受けたら一人で考えず、家族や警察・市役所に相談しましょう

掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です
市外局番は(048)です